

琵琶湖汽船株式会社

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する)
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の案内誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の案内誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	旅客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港湾法に定める港の区域内(港湾法に定めのない港については社会

		通念上港として認められる区域内)
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運航	「発港」「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は入港(着岸)を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(20)	気象・湖象	風速(10 分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる)、波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)及び水位
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載の図面
(22)	船舶上	船舶の舷より内側(ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む)
(23)	陸上	船舶上以外の場所(ただし、陸上施設の区域内に限る)
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む)、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定

(3) 安全重点施策の策定及び確実な実行

(経営トップの責務)

第 5 条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条 以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第 6 条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、 当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易

かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第 7 条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第 8 条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 本社(大津港)	安全統括管理者	1 人	
	運航管理者	1 人	
	運航管理補助者	若干人	
	(雄琴港)	運航管理補助者	若干人
	(烏丸半島港)	運航管理補助者	若干人
(琵琶湖大橋港)	運航管理補助者	若干人	
	(長命寺港)	運航管理補助者	若干人
	(2) 長浜支社(長浜港)	運航管理補助者	若干人
(彦根港)	運航管理補助者	若干人	
	(今津港)	運航管理補助者	若干人

び各営業所の担当する区域は、次のとおりとする。

- (1) 本 社 琵琶湖全域(琵琶湖疏水を含む)
- (2) 長浜支社 彦根港・長浜港 ～ 竹生島港 ～ 今津港以北区域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第 9 条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第 10 条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第 11 条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、

当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第 12 条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第 13 条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代りを指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第 14 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第 15 条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離

れるときは、本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、

あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航

管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の

職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第 16 条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 19 条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

- 2 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 20 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 21 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、琵琶湖の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第 22 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 24 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・湖象・疏水の現象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において船長からの求めがある場合には、第 29 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・湖象・疏水の現象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船

長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者への運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 28 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 29 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項につい

ては必要に応

じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・湖象に関する情報
- (2) 瀬田川の放水状況、琵琶湖の状況、琵琶湖疏水の状況
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 港湾指定管理者等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 30 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 始業点検を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とした事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・湖象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 32 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
- 3 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物の取扱い)

第 33 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品(刀剣、銃器、兵器、荷造りの不完全なもの、破損しやすいもの等)の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 34 条 旅客の乗下船及び離着岸時の作業については、作業基準の定めるところによる。

(始業点検)

第 35 条 船長は、点検箇所及び点検要項を定めた点検簿を作成し、同点検簿に従って始業点検を行う。

- 2 船長は、始業前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第 36 条 船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内点検員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告し点検結果を点検記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 38 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 39 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 40 条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則とし

て毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、始業点検を実施した事項については点検を省略することができる。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある箇所を発見したときは直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先すること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 46 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 47 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 48 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 49 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

(事故の原因等の調査)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、

内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む)、滋賀県琵琶湖等水上安全条例その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第 52 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第 53 条 運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 54 条 内部監査を行うものは、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行なうものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行なうものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行なう者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行なうほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第 55 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む)及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第 56 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申する手段(情報カード、社内メール)等を用意する。
 - 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
 - 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

＜運航中止の条件＞

条項		(2条の1)		(2条の2)		(3条の2)		(3条の3)		(3条の4)		(4条)	
要項		発航		中止		基準航行中止		入港地変更等		霧中航行等		入港の中止	
航路名	地点名	現状	総屯数	予想条件	現状	予想条件	総屯数	現状	霧中航行等	現状	岸壁・棧橋	現状	入港の中止
湖上ドライブ航路	大津 大津プリンスホテル 柳ヶ崎湖畔公園港	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	大津 大津プリンスホテル 柳ヶ崎湖畔公園港	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
太湖快速航路	(A便) 大津プリンスホテル 大津雄琴琵琶湖大橋彦根長浜 (B便) 大津プリンスホテル 大津雄琴沖島竹生島長浜多景島琵琶湖大橋	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	大津 大津雄琴琵琶湖大橋彦根長浜 (B便) 大津プリンスホテル 大津雄琴沖島竹生島長浜多景島琵琶湖大橋	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
湖東航路	彦根 竹生島 今津 長浜 海津大崎	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	彦根 竹生島 今津 長浜 海津大崎	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
湖南航路	石山寺 大津雄琴烏丸堅田琵琶湖大橋	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	石山寺 大津雄琴烏丸堅田琵琶湖大橋	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
(不)彦根多景島竹生島航路	彦根 多景島 竹生島	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	彦根 多景島 竹生島	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
(不)琵琶湖遊覧航路	大津	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	大津	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							
(不)琵琶湖疏水 (大津港延伸舎)	疏水 大津 山科 蹴上 大津(港)	風速10m/s以上 視程50m 以下	めいじ へいせい れいわ へいわ	風速12m/s以上				視程50m 以下		風速10m/s以上 視程50m 以下			
			① 気象警報発令時 ② 大雨洪水注意報発令時 ③ 雷注意報(雷ナウキャスト活動度2以上)				④ 計測地点の基準水位が5cm以上超えた場合(緊急遮断ゲートクリアランス15cm以内) ⑤ 計測地点の基準水位が35cm以上超えた場合(県道558号線高架橋クリアランス10cm以内)						
(不)ピエリ守山遊覧航路	ピエリ守山	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下	250t以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.5m 以上	風速15m/s以上 波高2.0m 以上	全 船	視程300m以下	ピエリ守山	風速12m/s以上 波高1.0m 以上 視程300m 以下			
			250t以下	風速15m/s以上 波高1.5m 以上	風速13m/s以上 除 船首尾方向の風波高1.0m 以上	風速15m/s以上 波高1.5m 以上							

＜運航基準＞

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・湖象及び疏水の現象が「別表1」に掲げる

条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・湖象及び疏水の現象(視程を除く)に関する情報を確認し、「別表1」に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその湖象模様及び船体動揺は、「別表1」に掲げるとおりである。

3 船長は、航行中、周囲の気象・湖象(視程を除く。)に関する情報を確認し、「別表1」に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、「別表1」に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・湖象及び疏水の現象に関する情報を確認し、「別表1」に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。「別表 2-1 から 2-5」変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする水域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は、「別表 3」のとおりとする。
- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発港前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準)

第8条 速力基準は、「別表 4」のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第 9 条 船舶は、狭水路等においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

- 2 船舶は、港内においては7ノット以下に減速して航行しなければならない。
- 3 船舶は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例を遵守し航行しなければならない。
- 4 船舶は、琵琶湖疏水内においては水流を把握し航行しなければならない。

(通常連絡等)

第 10 条 船長は、基準経路上の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 地点(「別表 3」運航基準図に記載の「◎印」)

疏水の場合 下り①第 1 トンネル内 500m・1000m・トンネル出口 ②高野ダム ③御陵

④第 3 トンネル入口

上り①御陵 ②高野ダム ③第 1 トンネル入口・トンネル内 1000m・500m

疏水延伸の場合 下り①大津港マリーナ ②県道 558 号高架下

③第 1 トンネル内 500m・1000m・トンネル出口 ④高野ダム ⑤御陵
⑥第 3 トンネル入口

上り①御陵 ②高野ダム ③第 1 トンネル入口・トンネル内 1000m・500m

④県道 558 号線高架下 ⑤大津港マリーナ

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 11 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する 本社又は営業所	F3E 159.17MHz 無線電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄の営業所	同上
(3)	疏水の場合	疏水大津・疏水山科・疏水蹴上・大津(延伸)・本社	2.4GHz 無線電話及び IP 無線電話

(機器点検)

第 12 条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)で入港地の状況、船舶の性能に応じ安全な水域において機関の後進、又は補助機関の作動確認、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 13 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を基準航路変更記録簿に記録するものとする。

＜作業基準＞

第1章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、全航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 運航管理補助者は、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

- 2 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。
- 3 陸上作業員のいない港においては、船長が船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。
- 4 琵琶湖疏水及び疏水延伸においては船長及び作業員は救命胴衣を着用する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第 4 条 旅客の乗船は、原則として離岸 10 分前とする。

- 2 離岸 10 分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

- 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理補助者は、離岸作業完了後、適切な時期に出航を放送させる(発航の合図をさせる)とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船長に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 運航管理補助者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。

- 2 船長は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認ののち、その旨を船内作業員及び運航管理補助者に着岸完了を伝達し、下船作業の指示をする。

- 2 船内作業員は、運航管理補助者と協力して歩み板を架設し安全を確認したのち、旅客を誘導して下船させ、下船完了ののち舷門を閉鎖し、船長に報告する。
- 3 琵琶湖疏水船においては、船長と船内作業員は、運航管理補助者と協力して船と陸上施設の間隔を狭める様係留索を調整し、旅客を誘導して下船させる。

第5章 旅客の遵守事項

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと

- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと
- 2 琵琶湖疏水船においては、運航管理補助者は乗船前に乗船旅客に対する遵守事項等を口頭で説明をする。
- 救命胴衣については乗船前に着用させる。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 11 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、湖象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は救命胴衣を着用させること
- 2 琵琶湖疏水船においては、船長は救命胴衣の着用を確認する。

< 事故処理基準 >

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1) ～ (4) に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び (5) の事態(以下「インシデント」という)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という)
- (2) 衝突、乗揚、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・湖象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	<ol style="list-style-type: none">① 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況)② 船体、機器の損傷状況③ 浸水の有無(あるときはd項)④ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)⑤ 自力航行の可否⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名(できれば住所、連絡先) —— 船舶衝突の場合⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等) —— 船舶衝突の場合
b	乗揚げ	<ol style="list-style-type: none">① 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、湖底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等)② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況③ 船体に及ぼす風及び波浪の影響④ 船体、機器の損傷状況⑤ 浸水の有無(あるときはd項)⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火災	<ol style="list-style-type: none">① 出火場所及び火災の状況

		<ul style="list-style-type: none"> ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故(行方不明を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	<ul style="list-style-type: none"> ① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為者が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係警察官署等に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 警察官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

項目	職務
社長	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救護対策班 班長 運航セクションマネジャー 班員 運航セクションリーダー 〃 運航セクションスタッフ	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、 その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班 班長 販促セクションマネジャー 班員 販促セクションリーダー 〃 販促セクションスタッフ	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客対策に関すること
庶務対策班 班長 管理部長 班員 管理部マネジャー 〃 管理部スタッフ	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待(発表を除く)、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄の医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長運航管理者は、事故の処理後関係警察官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査をおこなうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統轄管理者 運航管理者
委員	運航セクション担当者 販促セクション担当者 関係運航管理補助者

